

### 3号機における作業員の病院搬送に関する調査結果について

平成 18 年 5 月 29 日、3号機タービン建屋地下 1 階の非常用ディーゼル発電機(A)室において、非常用ディーゼル発電設備の空気貯槽<sup>\*1</sup>内の点検を実施していた協力企業作業員が、貯槽内で意識がほとんどない状態で座り込んでいるのを、貯槽外にいた共同作業員が気づきました。ただちに貯槽内から当該作業員を救出し、救急車で病院へ搬送しました。その後、当該作業員の意識は回復しております。

当該作業員は、作業に有機溶剤を使用することからマスクを着用し、換気ダクトにより換気を行いながら貯槽内の塗装のはく離作業を実施しておりました。

なお、当該作業員に放射性物質による汚染はありません。

(平成 18 年 5 月 30 日お知らせ済み)

調査の結果、当該作業のために設置した換気ダクトは、貯槽入口(マンホール)に固定されていなかったため、作業中に外れ、換気ダクトを元の位置に戻すまでの間、貯槽内の換気が停止していたこと、および、換気ダクトを元の位置に戻した際に、貯槽内の作業環境測定<sup>\*2</sup>を実施していなかったことがわかりました。また、当該作業は班長以下 3 名(内、1 名は監視)で実施する計画でしたが、作業前に班長が監視を兼務する体制(2 名)となったため、結果として監視が不十分となっております。

当該作業員の意識が低下した原因は、塗装のはく離に使用した有機溶剤から発生したガスが換気の一時停止により貯槽内で増加したためマスク(フィルタ)の性能が低下し、ガスを吸引したものと推定いたしました。

本事象の対応として、今後、当該作業における塗装のはく離に際しては、有機溶剤を使用しない工法に改めます。

また、当該貯槽内における作業は専任の監視員を配置する体制とし、作業時には換気ダクトの固定を確実にを行うとともに、作業中も作業環境が変わるたびに貯槽内の作業環境測定を確実に実施いたします。

今後、協力企業に対して本事例を周知し、再発防止に努めます。

以上

\* 1 空気貯槽

非常用ディーゼル発電機を起動する際、最初にピストンを動かすための圧縮空気を貯蔵するタンク(直径約 120 cm、高さ約 290 cm)。

\* 2 作業環境測定

酸素濃度および有機溶剤のガス濃度測定